

文藝復興期の儒風 (下)

文學博士 三浦 周行

學問の傾向と趣味

更に汎く文藝復興期に於ける儒家者の學風や趣味を其前代の五山を中心とした禪僧のそれと比較して見るならば、種々の點に於て異つた特色を見出すことが出来る。今其重なるもの二三を列舉しやう。

一、哲學的思索 五山の學風は時代に依つて變遷がないではないが、一般に詞章や訓詁に重きを置いたことは定説である。これを經學についていへば、彼等は宋儒の性理説などよりは寧ろ漢唐學者の註疏に傾くべき筈である。特に前者は佛書が好言を以て人を惑はし易いことや、佛説が徒らに高

くして實のないことを説いて居るのである。而かも事實はこれに反して後者を棄て、前者を採るに一致した。勿論これに對しては師練の如く反駁を加へたものもあり、儒佛の一致を信じた儒僧もないではないが、其生活の矛盾は調和を望むに由なく、多數は宋儒の佛説を排しながら尙ほ少らずこれを取入れた點を喜んだもので、所謂耳を掩うて鈴を盜むの氣味がある。彼等が徒らに章句や典籍の末節に泥んで其根本哲理を閑却したのは怪しむに足らぬ。これに反して此期の學者は伊洛の道學を始め何れの流派に屬するものも、皆哲學的思索に力めたのはたしかに一特徴とすることが出来る

二、排佛的傾向 經書を學ぶものが佛經を排斥し、佛經を學ぶものが經書を排斥するは一般の傾向とはいへ、此期の儒學者の排佛に一致したのは特に顯著なる現象であつた。惺窩を始め羅山、闇齋、意林庵等何れも嘗て一度は僧籍にあつたか、然らざるも寺院に學んだ人であつたにも拘らず、さながら弊履を捨つるが如くに佛門を脱して居る。尤も其佛敎に對する態度には人に依つて多少の見方を異にするは免れぬことで、惺窩の如きは佛者の衞中に陥いらねばよいといつて居るが、雲菴の寸長菴日記明曆三年五月二十六日の條に

朱子大全首卷ヲ一覽セシニ久爾齋誦經トイフ題ニテ端居獨無事聊披釋氏書暫釋塵累事超然與道俱門掩竹林幽會鳴山雨餘了此無爲法身心同晏如トイヘル五律アリ世儒佛法ヲシラントテ朱文公佛書ヲ見ルコトナシトイヘル此詩ヲ見テ其心ヲ改ヘシサレト佛法ヲ信シテカクイフニハアラズ格物致知ノ一端ナレバナシカ其書ヲ見ルコトナキヲハンヤ且其詩ニ於テハ其見聽ノ及ブ處ヲ賦興ス誠齋子ノ詩ニ江水夜韻樂海堂春貴妃ト作

レリ貴妃ハ淫婦ナリ詞ニ出ルヲ戒ハ誠齋モ又淫婦タイハンヤ惡ヲ見テ惡トイフ聖心ニ惡アルニアラス來ルニヨツテコレヲ戒之トシルヘシ

と書いて居るのは惺窩の所説と共鳴するもので、何れにもせよ、佛敎に慊焉たるは同様であつた。されば惺窩も法衣を脱ぎ棄てた後は公卿の褻服から出でた深衣道服を着けて講説し、道春の門人になつた時にも亦深衣道服を授けた。これ道春の二十二歳の時であつたから、野槌に其二十一歳の時集註を講じ始めたことを叙して、一二年をへて深衣をきて講説する事もありきといつて居るのと吻合する。意林庵の如きも、其進講に當つては、前にも述べた如く法橋、法眼などには醫者もなるから、公卿の入道並みに昇殿致すやうにどの難有思召を承はつて、深衣を着けて參内した趣である。當時醫者で法橋、法眼に叙せらるゝものは道房公記寛永二十年三月十日の條に、凡近年醫法師申法

橋法眼事不知其數、是申僧位事近代事也、任當世風儀及數輩事、無其謂事也と見ゆる通り、餘りに珍しからぬ例であつたからであらう。それに道春が間もなく家康に用ゐらるゝに及んで其意に任せて祝髪したり後又法印に叙せられたのは一部の儒學者間に非難を招いたことで、さしも温厚の君子中江藤樹すら態林千朔髮受位辨を書いて、彼れが儒道を説きながら、佛法に倣ふを斥け、朱子の言つた能く言ふの鸚鵡とは彼れの事であると迄極言した。道春の排佛説は其著書本朝神社考などにも明かでもとより剃髮の有無に拘はらぬとはいへ、余輩はこゝにも亦排佛の一實例を見るのである。而して蕃山が池田光政に用ゐられてから領内の佛寺を毀つたのは彼れが排佛主義の實行に外ならぬ。

三、尊內的傾向 古來室町時代程名分の紊亂を極めたことはない。前將軍道義（義滿）すら明から

日本國王の印璽を受けて、其正朔を奉じ臣と稱して居た程であるから、其他は推して知られやう。或は是時に明に贈つた書契は其起草者たる僧侶（五山の）が旨を矯めて書いたものと認むる説もないではないが、それは道義の聰明（？）を蔽ふもので、所謂最負の引倒しである。とはいへ、彼等の大義名分に暗かつたことは思想の外であつた。瑞溪周鳳が幕府の對明外交を朝廷を無視した利益本位の私外交であつたと喝破して、凡兩國通好之義、非林下可得而議者、若國王通信則書當出於朝廷代言之手、近者大將軍爲利國故、竊通書信、大抵以僧爲使、其書亦出於僧中爾といつて居るのも、暗に失態の責を僧侶にも分たうとするものであらう。彼等は殆んど皆外國殊に所謂「大明」の崇拜者、心酔者であつたといへる。相當に學識を備へた横川景三すら明を中華といひ皇朝といつて、大明國なごの文字と共に平出して居る。それも明に贈る書

ならば未だしも、友人の渡明を送る詩の序でさへさうである。(京華集)彼等は明への進物が聊爾(疎末)であるとか、我が正使が彼地で明人に詩文の代作をさせることをさも重大な國辱であるかの如く氣にしたものであるが、更により以上の國辱に對しては全く盲目であつた。朝鮮に對してすら、將軍の書契はそれ程でもなかつたが、諸國の守護大名共から贈つたものには其王を皇帝陛下と崇め自身を臣と稱するなど随分目に餘るのが見わる。

それといふも僧侶に筆を執らせたからで、彼等は朝鮮より或物を得やうとする目的の不成功に終る時は自己の無能を咎めらるゝより、餘儀なく辭を卑うして諂うたのであると宗氏世系私記に指摘して居る通りであらう。此期の儒學者には斯る外尊内卑辯を有つたものは極めて稀れであつた。のみならず、全く正反對の見地に立つものが多かつた。彼神代々以て三皇の世に比し、神武天皇を唐堯に

擬へ奉つた闇齋や、支那の外朝に對して日本を中朝とも中華、中國ともいひ、遠く外國の虛文を諳んじながら、本朝の事實を知らず、中朝の靈妙萬邦に超過するを審にせぬを遺憾とした素行等は最もよくこれを代表したものといへる。

四、神道の研究 神佛の習合が行はれ本地垂迹説が完成されてから、僧侶の神道を取扱つたものは多いが、何れも佛説を附會せぬものとはなかつた。宗貞國が朝鮮に贈つた書に、我朝專以事神爲本、夫神與佛則一體也、譬猶氷在水、氷解即時爲水矣云々といつて居り、又秀吉が印度副王に答へた書に、夫吾朝者神國也、神者心也、森羅萬象不出一心、(中略)此神在竺土喚之爲佛法、在震旦以之爲儒道、在日域謂諸神道、知神道則知佛法、又知儒道之云々といつて居るのは何れは僧侶(秀吉のは承兌の執筆)の手に成つたものであらうが前者は神佛一體説であり、後者は神儒佛の三教一

致説であるけれども、其佛説に基くことは即ち一である。吉田兼俱の唯一神道でさへ、其教義といひ、其行事といひ、佛法殊に密教の分子を多く含んだものである。

然るに此期に入つてからの儒學者は其朱子學派、王陽明學派、古學派など何れの流派に屬するを問はず、我神道に興味を有ちこれを研究するもの、輩出したのは著しい現象と謂はねはならぬ。先づ惺窩が神道と儒道とは名異つて心一なりと喝破したのを始めとして、道春は神道は王道、王道は儒道との見地から神儒一致説を唱へて居る。伊勢神道や吉田神道から脱胎した垂加神道を創めた關齋は神道家としても一家をなしたものだといへる。其他蕃山の如き、素行の如き、其神道説についてはそのれれ一雙眼を備へて居たとはいへ、何れも儒教を加味した點に於て一致して居る。早く北畠親房や一條兼良等の神道説も此の氣味がない

ではないが、同時に、より多くの佛説を取入れて居る。然るに此期の神儒一致説は佛説は勿論の事、親房、兼良等の佛臭をも排し、兼俱の如きは陽に神道を唱へながら陰に佛法を説くと難じて居るものがある。(本朝神社考) 此期の後に出でた國學者の神道説に比すれば、尙ほ儒教の臭味を蟬脱せざる點が取殘されて居るとはいへ、たしかにこれが先容をなしたものだといへやう。

五、國史の研究 五山の僧侶が國史の概念に闕けて居たことも亦意想外である。彼等の間には事體に通じた周鳳ですらも神宮の御神體が石に仁と申す字を刻んであるとの話に眞面目に感服して居た位である。(臥雲日伴錄) 延久四年に入宗した成尋が譯經三藏等に本國王の姓氏を問はれて、本國王姓なしと答へたのは流石に見上げたものであるが、實隆公記明應五年十二月八日の條には、抑了庵和尚以僧送書狀、故安禪寺芳苑春大婦影像贊語

事草之、就其日本天子者悉一姓同宗歟、他姓若昇
天子之事在之哉、不審之條被尋之、吾國不交他姓之
由答了と見れて居る。此頃となつては了庵大慈と
もあらざるものが、我國史について此第一觀念さへ
闕けて居たのであるから、一城主の佛事を諒闇の
儀式などいふ失體を平氣で演じて居た田舎寺僧
を咎める迄もあるまい。(松陰私語)

然るに此期の儒學者は經學其者については哲學
的思索に耽つたにも拘らず國史に向つて多大の興
味を有つたものが少くはない。神道の研究の如き
も亦或意味に於てこれが表現と看做されやう。日
本紀、續日本紀などから吾妻鏡、御成敗式目、建
武式目などが彼等に依つて取扱はれたのも此期の
出來事であつた。道春の本朝編年録に始つた林氏
の國史館の本朝通鑑の編纂は水戸の彰考館の
大日本史のそれと共に此時代に於ける修史事業の双璧
である。此書の初葉に日本始祖吳秦伯之胤也と書

いたことの有無から後世迄も物議を招いて居る
が、此説の學術的價値は別として、其由來は頗る
古く、さしもの蕃山さへ三輪物語にこれを力説し
て居る程であるから無下に祟外的意味に解するは
稍酷であらう。松下見林が異稱日本傳の序に、粵
若稽、大日本國者、神靈所扶、自開闢神聖出、而
崇尚其道、神明其位、拓土貽統、傑於百派千流朝
宗之中、中華以爲禮義之國、質直有雅風、吳敗姬
氏來奔、秦暴徐福逃入至若任那斯盧屈膝、魯侯赤
帝之後、莫不依歸、此豈得非神道文明有仁民愛物
之政哉といつて居るのは亦一つの見解であらう。
林氏の本朝通鑑は通鑑の名が既に資治通鑑に私淑
して居ることを現はして居る通り、史上の人物や
事實に褒貶を加へんとする趣旨に至つては大體に
於て大日本史と異らぬ譯であつたけれども、唯一
は微溫的で、一は強熱的であるの相違に止まる。
南北二朝の正閏に關する兩書の取扱方は最もよく

これを證明して居る。眞器の南朝に在るを認め名分の紊すべからざるを論じた點に於ては通鑑は南朝正統説であるが、後村上天皇以後北朝を正として南朝を其間に附載した理由に透徹を闕いで居る丈である。そは兎に角、總じて儒學者丈に國史の研究に當つて支那の史料を多く參取したのは此期の史學史に於ける一大特徴といはれるが、それと同時に素行の武家事紀を始め林氏の國史考などの我古文書を史的研究に應用することゝなつたのも、たしかに研究上の一大進歩と看做されやう。

六、國文和歌の趣味 由來崇外的な五山の僧侶は詩文の彫琢に浮身を窺したものはあつたが、(其成功したか否かは別問題として)彼徹書記の如き變りものゝ外には國史や和歌に興味を有つたものは先づなかつたといつてよからう。朝鮮人と筆談して、欲説心中無限事、愧吾蠻語更難酬との一詩を示し、語不通、心相通と慰められて得心する程の輩にはそれも當然とせずばなるまい。此期に於んでも五山の僧侶で召されて朝廷の聯句會に列して居るものはあるが、それは勿論詩作に携はる丈であつた。これに反して儒學者は先づ惺窩が萬葉集や歷代の和歌に通曉し、國文の技量もなみ／＼でなかつたことは『千代もどくさ』の一編に窺はれる。而かも彼れは冷泉家の出であるから姑く別とするも、道春の野槌が流暢な國文で書かれて居るのは其素養の程も想ひやられる。惺窩や蕃山、仁齋にはそれ／＼和歌集がある。就中蕃山は和歌に巧みで、源氏外傳や紫女物語の著書がある。山鹿流兵法の祖として聞けた素行其人も歌學にいそしんで萬葉集、百人一首より源氏、統草紙など迄涉獵した。特に彼瀬見の小川の一什の外は詩文には長じて居ても、斯道の心がけがあつたとも見受けられぬ丈山の自筆本や手澤本に、土佐日記、伊勢物語、徒然草などの殘つて居ると聞かば、驚異

の眼を睨る人もあらう。斯る方面の趣味は前期の僧儒はもとより、後期の儒學者にも餘り見かけぬところである。これと共に一つの見遁されぬ事實は是等の儒學者が儒教の趣意を説くにも平易な國文を以てしたものの多いことである。此前にも五山の抄物が無いではないけれども、彼れは字句の註釋丈斷片的な、殺風景なものであるが、此れはなだらかな書き下しの文で、中には美文としての價値の否まれぬものもある。藤樹の如きも翁問答を始め國文で書かれたものが多いが、蕃山に至つては其著書の殆んど全部が國文であるといへる。漢文で書かねば儒者らしくないとする側からは、たしかに一異彩を放つて居る。是等諸學者の此態度は彼惺窩や道春等の和點と共に、此期以後に於ける儒學の普及の上に多大の貢獻をなしたものと謂はねばならぬ。

斯様に數へ立てゝ見ると、何人も此期に現れた

儒學者の學問、趣味が一貫した徑路を履み來つたことを認めぬ譯には行くまい。純なる儒教の哲學的思索から佛敎の臭味を嫌つて排佛的傾向を有つに至つたと共に、多年佛者の崇外的傾向に攪亂され抑壓されて居た國家的觀念が油然として湧いて來た。それが神道の研究ともなれば、國史の研究ともなつて現はれ、又我固有の文學たる國文、和歌にも趣味をそゝられることゝなつたのである。

公家側との類似

余輩は説いてこゝに至ると、此期に於ける儒學者の學風や趣味が著しく公家側のそれと相接近して居ることに注意を懸かざるを得ぬ。夙に朱學をも知つた公家の學者はこれにも慊らずして、更に朱學をも王學をも排した明の一學者の著書に傾倒し、嘗以爲膏粱、見以爲文繡、樂以爲師友といふ程進取の意氣に富んで居るものがあつた。尊皇の大義名分の觀念に明るかつたことは公家側の學者

としては事新らしくいふべき程の事ではない。應永八年道義が始めて明に贈つた書契は東坊城秀長の手に成つたものであるが、それには日本准三后

意見善隣國寶記に述べ、更にこれに附加して次の如く申して居る。

某(多分源道義とあつたらう)上書と書き始めて居るも、勿論臣とは書いてなく、其後の五山の僧侶

大外記清三位業忠近代博學之士也、與予從遊者三十餘年矣、以向及所謂年號及朝臣二事告之、三位以爲是、且記於此、以論異日預此事者云、

のに比べると、道に體を得たものであつた。周鳳は當時我幕府の對明外交文書に對して、將軍みづから王と稱するは明の封を用ゐるもので穩かでない、臣の字を用ゐるは猶更よくないから、已むを得ずんば、日本國の下に常の如く官位と氏名とを

時の明經の儒清原業忠(法名常忠)は周鳳の議論に賛成を表したのである。五山の僧侶で周鳳の如く大義を辨へたものは實に異數の人といへる。これ業忠と從遊三十餘年の間に得た感化の然らしむるところでなかつたらうか。

書き、其氏と名との間に吾天皇に屬する意味を現し同時に外國に臣たるの嫌を避くる爲めに朝臣の二字を入れたがよからう、又表文の末に明の年號を書くもよくあるまい、中古以來我國に年號あることは彼學者も知つて居やうから、其年號を用ゐるか、それでなければ上古未だ年號のなかつた時の例に依つて、只甲子丈を書いたらよからうとの

排佛の一事については神道の一部に此思想のあつたこといふ迄もないが、前期の末より唯一神道が公家側を風靡して多くの歸依者を出してからは特に目に立つて見わ出した。(天文三年八月吉日兼永の申狀にも著法衣者神職相續自往古無之云々と見ゆる)芸菴が其日記(明曆三年正月二十六日の條)に當時の僧侶の無學を笑ひ、淨土宗に於

て法然上人示寂の日を御忌といふの借號の甚しき由を指摘し、世俗も皆僧侶のいふに倣つて御忌といふを非難して居るなども公家側の學者なればこそ頷れる。

神道に至つては後土御門天皇が兼俱を御信任あらせられてから、吉田の神道は歷朝に用ゐられ、神代卷の講義は一層盛んになり、神道傳授もつき／＼に行はれた。此期に至つて後陽成天皇は梵舜、兼治に神道を御尋になり其傳授をも受けさせられたが、家康や秀頼も梵舜に神道を問ひ、家康は其傳授を受けやうとした程である。

先例古格を重んぜらるゝ朝廷にあつては一切の事歴史のないものはなく、歴史があれば又これを尊重せられぬはない。されば朝臣は或意味に於て皆歴史家といひ得る。此期に入つて日本紀が勅版の一つに撰ばれたのは決して偶然であるまい。此勅版木には舟橋國賢が跋々書いて居るが、秀賢は

公卿の爲めに職原抄の講義をもすれば又内裏式、西宮記などの研究をも試みた。(孝亮宿禰日次記) 時庸卿記寛永十五年十一月四日の條に、

於御學問所三條前内府被講百人一首、仙洞御幸、今日以中院亞相各學業共之事被仰出、書立、日本紀、萬葉、水鏡、大鏡、續世繼、眞寸鏡、榮花物語、神皇正統記、職原抄、公事根元、百人一首、詠歌大概、伊勢物語、源氏物語、狹衣、枕双紙、和漢朗詠、大和物語、右之内何にても一部讀覺、義理等可令稽古旨被仰出、追而勅答可申上旨申入了、

と見ゆるが、これには國史、有職に關するものが多い。又基量卿記延寶四年四月十七日の條に、依召參内、(中略)其後有仰、近習輩諸藝從志可相勤、依之目錄被下、續左、

神書 歌書 經書 詩文書 歷代書

外二

手跡 音樂 蹴鞠

と見ねる。神書以下は正課で、手跡以下は副科と見ねるが、其歴代書こそ國史に相當するものであらう。當時の公卿の日課を見ると、初學に年代記の暗誦があるは亦國史の入門と見ることが出来る。(尙嗣公記) 赤塚氏は舍人親王の苗裔として家には日本紀の古寫本を傳へ、又梵舜の本に據つて芸菴みづから慶長版に校合をしたことは彼れの跋語に見て居る。元祿四年八月に認められた彼れの家訓には

一得神事之暇則讀書可平其心也、書必日本紀三十卷續日本紀四十卷日本後紀四十卷續日本後紀三十卷文德實錄十卷三代實錄五十卷也、此外鏡之類平家物語平治物語太平記明德應仁等之書隨暇日記記憶、

どの一條がある。其日記にも、みづから神皇正統記、信長記、甲陽軍鑑の類を讀んだことが見えて居るが、明曆三年六月二十二日の條に、

或人來曰、万里小路中納言藤房數諫後醍醐帝、帝不聽、藤房

匿跡於巖藏、髡百爲僧、參關山惠玄禪嗣法、號授翁宗彌、是(妙脫力)心第二世也、予曰、不審爾之執此說、夫藤房者賢臣也、以帝不聽諫歌詠高踏、去滅其跡、若所言再著娶妾見其帝、見面說何道乎、皆好事之者浮談也、君子於不知固如、可慎云、其授翁藤房說を否定する論據は今日から見て尙ほ不充分の點もあるが、當時にあつてこれ程の史眼を有つて居たのは多とせねばならぬ。

國文や和歌はもとより公家側のお手のものである。申すも畏けれど、後陽成天皇には禁中に於て毎々源氏の御講釋があらせられ、朝臣の和歌に批點を賜はつたこともあり、後水尾天皇にも公卿に古今の御傳授あらせられた。秀賢の如きも和歌を好んで、冷泉家の和歌會をも取立て、自身も毎回それに臨んで當座の和歌をもゝのして居る。又其漢文で書いた日記慶長日伴錄の中には例へば慶長八年三月十一日の條にみわか崎、さの、渡相尋處、細川流出、名ばかりなり、市のもとに一宿、布留

神社花盛とみへぬれども、奴僕草臥ぬれは、みやりてとをり侍りなど國文をも交へて、其道の嗜の程も床しく覺わる。寸長菴日記が漢文の間に國文、和歌、俳諧を交へられたことは前にも説き及ぼしたが、明曆二年正月二十八日の條に

けふは我兄兵部少輔忠成の忌日なり、凡世にいひもて興するをきけば、おほくの日かすをすくれば、そのことかのことわざるゝものなりといひつゝのれども、それは英氣おほき人のいひつたへたることそかし、四十にのそみ、血氣もしつまりぬればおほはさる外に心ひかされてよしなき事わさまでも我心にまかせて、よしあしの根に心をつけて一入かなしくいとをしき心のみを出來ぬるものなり云々

と書いて居るなど其一例である。彼れは中院家にて論語を講じながら、源氏の講義を聴問して居たことが其日記に散見する。

文藝復興の頓挫

公家側と民間の儒者側との間に存する學風や趣味の斯くも著しき類似點を見見るにつけ、それが

果して無意味の類似であるかどうかは疑問である。既に時代が同時であり、彼等儒學者の重なるものは京都に學び、直接間接に公家側との接觸が保たれて居たこと前に述べた如くであれば、其間には何程か脈絡が通じて居たと想ふに無理はなからう。余輩は既に此期の儒學者が儒教の哲學的思索から排佛的に傾き又内尊的となつたことを述べた。而かも其排佛的となつたと同時に内尊的となるべき理由は何れにあつたか。一切の異分子を排除して儒教の本體を見出した彼等は或一部の儒學者の如く彼中華の文物に心酔して崇外的の人ともなり得たであらう。或はこれを實行宣傳するに當つて、自國固有の道德歴史を顧慮するに至つたと考へられぬこともないが、余輩はこれを時代の趨勢に考へて、如何にしてもさる微温的なものと信じ得ないのである。

光嚴院の院宣や錦の御旗で組立てられた足利氏

の幕府は創立以來下剋上の風が其痼疾となつて、上下の紛争絶ゆる暇なく、いつも一綸旨を申下し錦の御旗をおし立て、其敵に臨んだもので、それが道義の晩年威勢に任せて閑却されたのは識者の鑿鑿するところであつた。世は戰國となつて、將軍の威信が地に落ちた曉、社會階級の崩壊や因襲的勢力の解體に伴つて國民はこゝに始めて天日を仰ぐ機會を得た。此亂世に遭はせられた歴朝は何れも英明の君であらせられた中にも後土御門天皇には銳意朝儀の復舊を圖らせられ、應仁以來絶えて久しく行はれなかつた諸節會を興行あらせられ即位の御大禮をも舉げさせられやうとした。親長卿記を見ると、明應二年三月に縣召除目の行はれたのは親長が美濃の齋藤持是院法師(利國)を勧めたの二千疋を進上させた爲めであつた。又元長卿記には延徳三年正月一日元日節會の行はれた日、元長は拜觀に參つた島津忠好等を帶同して參内したが、御三の間に於て天盃を賜り拜謁の光榮にさへ浴したと見ゆる。當時御料所の年貢を滯納した場合は公卿に仰せて催徴させられる例であつたが、明應三年に朝倉氏景が越前の御料所の年貢を進めなかつた時、中御門宣胤に仰せて督促させられたことがある。當時の綸旨に、凡不依御料所之有無、存可報國之忠節、天道無私、冥鑑有恐との文を拜する。(宣胤卿記)是等の事は皇室と人民との接近ともなれば又國家的觀念の鼓吹ともなつた。天照大神を日本の神母とも國主とも申上げ、戰亂の巷往來のともすれば杜絶されるにもめげず參詣人の踵を接したことに、禁庭を又なき安全地と心得て資財を運んで掠奪を免れんとし、賤しき市井の民の直訴が企てられたりしたにも、皇室に對し奉る國民の心理に一大變兆を來たしたのを見遣す譯に行かぬ。即ち將軍では行かず、守護大名等の自力では猶更行かぬと悟つた彼等の注意

が次第に皇室に向いて來てそこに亂脈な暗黒裡から統一の曙光を仰がんと熱望した。後土御門天皇の特別の御保護の下に築上げられた兼俱の齋場所や、王法爲本を唱へた蓮如の一向宗や、不從公請、不被用朝家といはれた日蓮宗の皇室に接近を圖つたのも皆此動機を利用せんとしたものである。尊皇の旗幟を先立て、半ば成功した信長や其遺緒を繼いで統一の大業を完成した秀吉、家康も亦同様である。斯くて皇威の伸張は期待された。信長の氣まぐれの保護から綸旨迄申下れた耶蘇敎を撃退すべく秀吉や家康に依つて放たれた日本は神國也との一喝も亦時代の聲といへる。斯る千歳一遇の時機に儒敎獨り其圏外に立つて、五山時代の寄生的地位に安んじられやうか。

南朝の君臣に取つて精神的興奮劑となつた朱子學も五山の僧侶には銜學の料としかならなかつたが、今や時代は回轉して、皇室に對する一道の光

明はこれを驅つて、再び儒敎の本體たる王道に活きんとするに至らしめたのである。當時公家側では今更の如く天下國家を高唱された、惺惺といひ、羅山といひ、尺五といひ、正意といひ、其の重なる儒學者は何れも皆直接間接に公家側との交渉があつた。彼等に依つて儒敎が我神道とも國史とも結附けられて國家的色彩の濃厚なるものとされたのも、其内尊外卑に傾いて來たのも、寧ろ當然の成行と謂はねばならぬ。

然るに關原に克ち、大坂を屠つた家康は其前後から次第に皇室に對し奉る態度を改め、禁中公家諸法度を制定しては天皇の大權を抑へ奉り、宮女との姦淫の爲め逆鱗に觸れた堂上衆の處分をも緩にして後陽成天皇の敬慮に乖つたが、此事から端なくも天皇の御讓位となり、尋で東福門院の御入内となつた。後水尾天皇が皇女興子内親王（明正天皇）への御讓位も、時庸卿記寛永六年十一月八

日の條に、俄有召參内御讓位、諸家參集、不思寄

義也と書かれて居る通り、如何にも穩かならぬ天

氣に拜せられるが、其事よりして所司代板倉周防

守(重宗)が以ての外に立腹したとか、(孝亮)宿禰日

次記寛永六年十二月四日の條)大樹(家光)が憤つ

て居るとかいふ風聞(時庸卿記寛永七年九月十六

日の條)は恐らく爲めにするところあつてのそら

ごとで、十一年に家光の上洛した時、院の御知行

所七千石の御加増を申出で都合一萬石になし奉つ

たのは恐悅に出でたものと察せられる。されど院

には御讓位後、是歲家光が上洛して院の御沙汰ある

べき旨申上げる迄五ヶ年の間。全く諸事の御沙汰

を廢し給ひ何事も聞召されなかつたから、五攝家

の人々と武家傳奏との評議で定められたことが道

房公記寛永十四年十二月三日の條に見わる。

余輩は最近にゆくりなくも、伴信友の自筆書類

から伏見宮家諸大夫若江家申傳之話略と小口に題

した左の一通を見出した。是迄未だ世に出でぬも

のであるから、其全文を載せることとする。

靈光天滿宮若江家に而祭祀之義ハ書面ニ相

見わ候通若江家菅原氏
之由ニ御座候

一後水尾院様一旦御讓位後ニ聞申候關東へ御不足被

密御企み御催御座候由 其節

台徳院様御代と相聞候 御所女房松田と申

者此者院之親慮ニ
叶候もの、由關東へ被召呼春日局を以段

々御尋之上天下之理害を以御意見被 仰上

候處

聞召分られ候由右ニ付春日局上京在之御内

々右御禮被仰上御領を始御不自由不被爲在

様御時被増進候由右御内々御和睦之御驗松田と

權現様御神像 勅作ニ被遊則若江氏御勅メ申上候哉ニ相聞候

院中ニ御安置被爲在候由右御祭若江氏先祖

司リ候處其後亦々以前之如き義再被

思召立候御模様ニ付若江氏段々御諫争申上

由井正雲事なごも少々此議にニ響さ候と
内々申傳候由

兼其身落髮仕内々關白様へ申上に而通世仕

候由右に依而御内密之義も被

思召止候事に相成御内々從 關東御褒美も

御座候由其後被召歸入道ニ而參 院仕候由

右入道いたし候もの卒去之砌幼少ニ付成人

迄伏見宮様殿上人に御附被置候まゝニ而以

前ニ復シ不申直ニ代々彼宮附ニ相成候由

右之御由緒ニ而

權現様御神像を奉祀仕來候由

斯る傳奇的な話の性質上輕々しく事實として受取り兼ねるとしても、讀者は多少の思當ることがあらう。春日局は寛永九年八月家光の命を承はり上洛して東福門院に祇候し特に禁中に召されて舞樂の陪觀を許されて居るが、此書にいふが如きことについての用事ども受取れぬ。

承應三年後光明天皇崩御の後新帝の御事について將軍の内意を諮はれたが、家綱は品川内膳正を上洛させて、花町宮良仁親王(後西院天皇)の御踐祚に御同意申上げると同時に、向後天子御作法不
宜者、不依何時、一才宮(高貴宮後の靈元天皇)へ可有御讓、女院(東福門院)可有御計との意味を女官を以て女院、本院(後水尾院)へ申入れさせた。(宣順卿記承應三年十月九日の條)天皇の御作法次第御讓位を行ふべき旨申上ぐるさへ不謹慎であるのに、本院をさしおいて女院の御計らひに御任せ申すとは餘りに暴慢の振舞であるまいか。

芸菴の寸長菴日記には事に觸れて幕府の專横を憤り借上を咎めた文字を發見する。明暦三年正月十八日の條には江戸の大火の慘狀を書いて、

江戸失火ニヨツテ賣家九千間大名小名社寺等盡ク烏有トナリ
又火ニヨツテ死ニ及モノ壹萬餘人本丸ニ丸マテヤケヌ將軍西
ノ丸ニ移テヤウ、死テ遁タマウ武家はヲ萬歳トイフツラ

〳此失火ヲ思フニ一年搦津一亂ノ後天下盡ク家康公ノ幕下ニ歸シテ駿府ニ圍繞ス其後武城ニウツリテ四塞ノ圍ヲタノミ今ニイタリテ四十三年薨薨ノ者モ行維兎ノ者ニ行シユヘニ庶人來往シテ立睡ノ地モ千金ナリトアラソヒアヘリヌ又後世ヨリ是ヲ見ハ文王聖代ノ殉圃ナリトハアルヘケレトモサニハアラス民人ヲ愚ニシテ武威ヲ嚴重ニセシカハ人皆斧鉞ヨリモ恐怖スルユヘニ國々邑々ノ武士等其威ニテソレテ年々ニ關東ニ下向シ賄賂ヲ入テ我國ヲ全セント賴依セシカハ高下トナク貴賤トナク皆是ニ習熟シテ國產ノ靈物ヲ持テ幕下ノ權ニ贖フ此ニヨツテ矜誇年々ニ增長シテ天皇ヨリハ威嚴ヲモクソミヘケル昔年家康公ノ屍ヲ駿府ノ久能ヨリ掘起シテ日光山ニ移シ彼慈源大師カハカライトシテ東照權現ト謚號シテ春秋ノ序ニ臨テハ諸門主攝官マテ彼山ニ招致シテ勅法會ヲ行ス、其レノミナラス寛永ノ末年ヨリ例幣ヲ申シクタシテ毎歲四月十有七日ニ參議一人ヲ彼社ニ勅使セシム是神宮例幣之義ニナラツテナリ皆威勢ノスルトコロナリトソ如此年々歲々ニ關東ノ權重クシ禁服ノ法衰薄シ且又昔ヨリノ列國ノ諸侯知行セシ郡國ヲ侵凌シテ是ヲ關東ニ治メ金銀幣帛珍器寶刀ニイタルマテ祝儀ニ準擬シテ是ヲ關東ニ入列國ヲヨハメテ關東威ヲ增益セント計謀ナルユヘニ無是非家寶ノ具等マテ倉廩ニ充満シテ近年五

間ニ廿五間ノ土藏ヲ經營シテ金銀ヲ委積セシカハ其藏中高サ四尺餘ニ金子ツミナラヘタルトキコユ誠始皇カ苛政夏桀帝紂カ鹿臺ノタメシナルベシ故ニ財逆テイツルノ理ナキニアラザルユヘ今年正月十八日九日兩日ノ失火ニ四十二年取掠セシメタル金銀珍器皆コト〳ク消失スルソカシ將軍ノ一命不慮ニ殘リシコトハ是幸ナル子細ヲシラテ只關東華美ノスキタリトハカリ心得テ今次洛陽處々禁法ヲクダシテ蒔輪等薄ノ道具ノ結構ヲ停止セヨナトキコユ又可笑武城機失之家其數九千間ニ銀壹萬貫目クタシタマフ壹万石ヨリ拾万石ニイタツテ銀百貫目ヨリ三百貫目ニイタツテ恩借セラレ來歲戊年ヨリ十ヶ年ノ内ニ納所セラルヘシト定メアヘリ又百石ヨリ九千九百石マテ金子百石ニ二十五貫クタサルトイヘリ其醜分皆可笑也松平伊豆守トイヘル者五老ノ棟梁トシテハカライキタルトイヘリ彼ハ誠ニ刻薄ノ人ナリイカン六十州ノ政道彼カ無學ノ手ニトランヤ無學ノ質ニシテ其權ヲトルモ非ナリアタフルモ非ナリカク刻薄ノ苛政ヲ施シナハ列國腰ヌケノ侯國タリトモ陳勝カ一竿ヲ以テ秦ノ代ヲ傾覆セシ例ニ習ンコトモシルヘカラス心アル者ハ其身ノ居住ヲ分別シテ可也トソ

一語一句如何にも慷慨激越の調を帯びて居る。其他四月二十三日の條には、四月が先將軍家光の忌

月にて特に七回忌にも相當するに拘らず失火の爲め勅會の法事を見合せた程でありながら、去月中旬家綱が伏見宮の姫宮を迎へ奉つた事を咎めて、

利得ニカナフコトアレハ天下ノシリチモイトハス禮ヲモ廢シ義ヲモミタリテ子孫相續ノ事ニノミ心ヲヨロケル武臣ノ謀略古ニモマレナルヘシカク不義ノ政道ナリシカトモ諸侯ノ中一人モアヤシミウタカフモノナク只其國ヲ全シテ其泥ヲニコラシ其糟ヲクラツテ甘嘗ニホコル旨是モ又コ、ロヘカダシ
どいつて居り、又正月二十六日の條には二十四日の秀忠の忌日に知恩院の新門主が出仕して焼香禮拜されたと聞いて、

余が日廿日ハ 後光明院ノ御忌日ナリ然ルナ此日ハ焼香シタマハテ台徳院ノ忌日ハカリシタマフコト更無覺束コン今天下習アルモ愚ナルモ利勢ニヨルトハイヘトモセメテ爵中ノ間ニナリトモカヤウノコトハツ、シムヘキコトナリイカニ勢ニヨルトイフトモ台徳院ハ臣ナリ 後光明院ハ君ナリ君ヲヤメテ臣ヲ主トスル理アラシヤ源空君生靈アリトモ豈コレヲヨロコハンヤ宮ハイタマ幼年ニマシマセハ事ノ成不義ハシリタマハシ其介者ノ罪ハノカルマシキコトナリ云々

と書いて居るなど、何れも尊皇斥朝の意を寓したものである。是等の言論が五十餘年の久しき後水尾天皇に咫尺し奉つた雲菴の手に成つたからとて直に累を聖徳に及ぼすべきものとはもとより存せぬ。彼れは至誠朝家を思ふ餘りに武家の横暴を惡み、其運命を咒ふに至つた迄で、其源流は亦平生の學問に負ふところの多かつたことは言ふ迄もあるまい。

家康の不自然なる政策が政治上、社會上、著々として大勢の逆轉に奏功すると共に、儒學者流は今更に王道の置場に迷つた。嘗ては歷朝の稜威を稱揚して武人の跋扈を憤慨したところある道春が、いつの間にか家康の座右に唯々として命を聽く身となつたのは、賢い行方かは知らぬが、實は剃髮以上の打捨て難き重大問題である。藤樹が道春の剃髮受位を責めた眞意も或はこれに托して其節を屈した一事を諷したのかも知れぬ。家康の好學を説

いて此期に於ける文教のバトロロンに擬するものは又其禁中公家諸法度の第一條に

天子御藝能之事、第一御學問也、不學則不明古道、而能致太平者未有之也、貞觀政要明文也、寬平遺誠雖不究經史、可誦習群書治要云々、和歌自光孝天皇末絶、雖爲綺語、我國習俗也、不可棄置云々、所載禁藝抄、御習學專要候事、

とあるをも其意味に引用するけれども、それは皮相の見に過ぎぬ。素行も禁秘抄の天子の諸藝能之事第一御學問也云々の文を論じて、竊按ニ、學問ヲ以テ天子ノ藝能トノ玉フコトハ、此比既ニ帝徳ノ微運ナルノユヘナルベシ、既ニ寬平小式ニ、毎日巳時召侍讀次御膳也トアルトキハ、天子必ズ師ヲ立テ道ヲ問、古ノ作法ヲ詳ニ習熟マシクテ、今日天下ノ政事人物ノ上ニ用イサセ玉フ事、延喜、天曆ノ古キタメシ也ト篤紀ニ明也、御學問ヲ以テ藝能ト申スベキコトニ非ズ、然レドモ上古神聖ノ實義日ニ疎クナリテ、御學問ハ鴻材利口ノタメニワタリ、詠歌管絃ハ風流ニヲチ入テ、禮樂ノ實ヲ

失ニナレルコト也、コノユヘニ政道日々ニヲコタリマシク、君臣皆逸樂ヲ事トシテ、天下ノ苦樂ツイニ不通、故ニ武臣コレヲ受テ天子ニ替テ、億兆ノ民ヲ安シ四海を靜謐セシム云々といつて居るはさながら公家諸法度第一條の駁論とも見られやう。特に末段御學問云々の如き形勢を嘲致することは家康及び其後繼者に取つて寧ろ望まじきことであるから已むを得ぬ。家康の好學は畢竟自家の武威を飾るべき具に過ぎなかつた。見よ王道を鼓吹した朱子學が幕府の官學となつた後は折角に勃興せんとした他流派即ち異學厭迫の武器となつたではないか。其武器を眞甲に振りかざしたものは道春の子孫や其亞流ではないか。少くとも儒教から見た文藝の復興は或意味に於て頓挫を來したといへやう。さりながら儒學者の多くが皆道春の鑿に倣つた譯ではない。彼等の中には昂然として隱者の生活を續けたものもあれば、又王侯をも眇視して

市井の間に道を説いたものもある。温厚なる仁齋の如きも、民間の一儒者に安んじて其詩歌に尊皇の意を寓して居た。彼等の或者は其先容に依つて生れ、而かもより多く内尊的であつた國學者の或者と共に、幕府の運命を咀ひつゝあつた。が、彼等と公家側との握手はいつしか幕府の嚴重なる監視の目を掠めて行はれ、それが又少からず後年の回天の業に寄與して居る。

上來考證するところに據つて、此期の儒風が公家側と淺からぬ關係を有することは略これを闡明した。余輩は皇室を中心として渦巻く一種の時代

思潮が文藝復興の源泉であり、公家の學風も亦從來一般に信せられるより以上の影響を他の儒學者に及ぼして居ることを認むるに躊躇せぬ。而かも時代の大觀の前には公家側も非公家側もない。彼等の學風や趣味の共鳴は亦時代思潮の一表現であつた。唯此期の文藝復興が家康の保護に依り、又儒教の再興が惺窩の功に成つたとする以外に全く時代思潮を閑却し、公家側を眼中に置かず、偶皇室の御好學に言及するものがあつても、一添景として叙するに止まるが如きは決して公明精透の見であるまいと信ずる。

叢 說

服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向

櫻 井 秀

室町時代の服飾界を觀察する時は著しき三様の時 徴あるを知るべし。一は服飾構成の慣例及服飾